

第658回

東京都青少年健全育成審議会

- ※ 発言者の氏名（都職員及び関係行政機関職員を除く）
及び個人情報、一部企業名など、議事録の一部を伏せて
掲載しています。

平成27年4月13日（月）

午後 3 時30分開会

○青少年対策担当部長 皆さん、こんにちは。

本日は、天気が悪くお寒い中、お集まりいただきましてありがとうございます。

定刻になりましたので、審議会を始めさせていただきます。

初めに、4月1日付で人事異動がございましたので、事務局の職員交代についてご報告を申し上げます。

北園にかわりまして、健全育成係鈴木でございます。

また、申しおくれましたが、私は坂田にかわりまして青少年対策担当部長の稲葉薫でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

事務局職員の交代のご報告については、以上でございます。

平成27年度、最初の審議会に当たりまして、一言ご挨拶申し上げます。

前年度は、当審議会におきまして、23冊の不健全図書類の指定、5本の優良映画等の推奨についてご答申をいただきました。今年度につきましても、青少年の健全育成の環境づくりのため、引き続き、ご審議を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

会長、議事進行をよろしくお願いいたします。

○会長 ただいまから第658回「東京都青少年健全育成審議会」を開催いたします。

本日の諮問事項につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

○青少年課長 本日の諮問事項についてご説明いたします。

今回は『SPコミックス 八月薫のたまらない話②』ほか、合計3誌の不健全図書類の指定と『奇跡のひと マリーとマルグリット』の優良映画の推奨についての諮問でございます。よろしく願いいたします。

○会長 まず議事（1）ア 不健全図書類の指定について、事務局から説明をお願いいたします。

○青少年課長 次第をおめぐりいただきまして、1ページをご覧ください。諮問第1051号でございます。

次に、2ページの「諮問図書類及び指定基準該当箇所一覧」をご覧ください。

こちらに記載されました図書類は、平成27年3月2日から3月31日までの間に、都内のコンビニ・書店等から購入いたしました132誌のうちから、9ページ、10ページに記載してござ

います条例施行規則第15条の指定基準に基づきまして、指定図書類の候補として選定したものでございます。

今回、諮問する図書類は3誌でございます。

1番は、『SPコミックス 八月薫のたまらない話②』平成27年3月23日、株式会社リイド社の発行でございます。

2番は、『PET契約』平成27年3月10日、リブレ出版株式会社の発行でございます。

3番は、『HOT MILK COMICS EX No.28 まりあちゃんのつぼみ』平成27年3月14日、株式会社コアマガジンの発行でございます。

これらの発行所の過去1年間の指定回数は、1番の株式会社リイド社が1回、2番のリブレ出版株式会社及び3番の株式会社コアマガジンが「無し」でございます。

該当箇所につきましては、いずれも「全編大部分」でございます。

該当指定基準は、いずれも条例施行規則第15条第1項第1号イ・ロ、いわゆる旧基準でございます。

購入場所はいずれも書店でございます。

今回の諮問図書類につきましては、本審議会の諮問に先立ちまして、4月8日に自主規制団体から意見を聴取して、その結果を3～5ページまでに取りまとめてございます。

まず、3ページをご覧ください。1番『SPコミックス 八月薫のたまらない話②』は、「指定やむなし」の意見が9名で、その主な内容は「全体的に性交描写が多く、陰毛、精液、擬音等目立つ。卑わい感もある」などでございます。

「保留」の方は1名いらっしゃいました。

「指定非該当」は7名で、その主な内容は「局部の修整がされており、内容、描写とも許容できる範囲」などでございます。

続いて、4ページをご覧ください。2番『PET契約』は、「指定やむなし」の意見が6名で、その主な内容は「修整はされているものの性描写が多く、青少年には見せたくない内容と思う」などでございます。

「保留」の方は8名いらっしゃいました。

「指定非該当」は3名で、その主な内容は「この本を読んで性的感情が刺激されるのか。卑わい感を持つのか。本の帯にもあるように女性読者向けのファンタジー作品として捉えるのが妥当である」でございます。

続いて、5ページをご覧ください。3番『HOT MILK COMICS EX No.28 まりあちゃんのつぼみ』は、「指定やむなし」の意見が8名で、その主な内容は「キャラクター、ストーリーはコミカルなもの、性的行為の描写はコミカルの範囲を超えて露骨。卑わい感も強い」などでございます。

「保留」の方は2名いらっしゃいました。

「指定非該当」は7名で、その主な内容は「全編にわたり性描写が極めて多い訳ではない。内容にストーリー性があり、指定非該当」でございます。

11ページには、参考として、出版社ごとの過去1年間の指定回数一覧を掲載してございます。

不健全図書類指定の諮問については、以上でございます。

○会長 ありがとうございます。

ただいまのご説明について、ご質問等がございましたらお願いいたします。

よろしいですか。

(「なし」と声あり)

○会長 ご質問がございませんので、図書の審査に入りたいと思います。

(図書審査)

○会長 そろそろよろしいですか。

各委員からご意見をお伺いしてまいります。

■■委員からお願いできますでしょうか。

○■■委員 3誌とも指定やむなしと思います。

今回の3誌の中で意見が分かれているのは、2番目の『PET契約』かと思います。

事前の自主規制団体からの聞き取り結果を拝見するに、指定該当が6件、保留が8件、指定非該当が3件であります。

私の考えを申し述べさせていただきますが、同性の行為でマニアックな趣向であるから保留もしくは非該当というご意見があるように存じますが、同性の行為であっても性行為であれば性的感情が刺激されると私は考えます。

○■■委員 私も3誌とも該当です。ただ、今、■■委員がおっしゃったように、今までもボーイズラブ系は、絵そのものだけを見ていると私もちょっと迷うのですが、3誌とも不健全図書ということで、区分陳列をお願いします。

○■■■委員 私も3誌とも指定該当でお願いしたいのですが、2番目の『PET契約』は卑わい性はあるし、女性向きファンタジーとは全然感じられないのです。人格否定もある気がしますし、そういう意味では該当でお願いいたします。

○■■■委員 私も3誌とも指定でお願いいたします。

『PET契約』は、題名からして指定だと思えるのですが、暴力的な性行為や人格否定があるところを見ても、やはり青少年にはよくないことですので指定でお願いします。

3誌目も子供たちがとりやすい絵のタッチでコミカルなコミック誌に見えますので、やはりこちらも指定でお願いします。

そして、1誌目も、1巻目も指定されているにもかかわらず、2巻目もこのように指定になるということですので、やはり成人マークをしっかりとつけて区分陳列をしていただきたいと思います。

よろしく申し上げます。

○会長 ありがとうございます。

事務局に質問ですが、『八月薫のたまらない話①』が過去に1回ということで指定になっておりますが、それに当たるわけでございますね。

○青少年課長 はい。19ページに記載がございますけれども、19ページの昨年度の不健全図書類の指定の7番に該当しています。

○■■■委員 2冊目、3冊目も含めて性的描写の度合いから見て指定やむなしだと思います。

○矢澤委員 3誌とも指定でお願いいたします。

○鵜飼委員 3誌指定でお願いいたします。

○横山委員 同じく3誌指定でお願いします。

○■■■委員 私も3誌指定でいいと思います。

特に、この2番目のものは男であれ女の子であれ、子供に見せることは有害以外に何ものでもないと思います。

○■■■委員 3誌とも見てみますと、それぞれ問題点が大きいと思います。

といいますのは、最初の『SPコミックス 八月薫のたまらない話②』は、①が指定されていることは伝わっていると思うのです。にもかかわらず、②をつくる時に何を考えてつくったかがちょっとわからないのですが。

ご覧になったらわかりますように、ストーリー性といいますか、一つの物語にはなってい

るのです。ところが、ストーリー性、つまりきちっと考えたせりふのやりとりなどはあるのですけれども、凝縮して交わされているのが性的表現でして、その性的表現にわいせつ感が非常に強い点がありますし、大人が読むにはこういうものはあってもいいと思うのですが、やはり区分陳列するか成人指定がふさわしいと思います。

『PET契約』はボーイズラブですけれども、この中にチェーンですか、拘束器具で首や手を縛ったりなど、非常に強制的な人格否定の表現があるのが私はひっかかるのと、ボーイズラブというほど優しい感じではなくて、非常に暴力的なセックスというような感じがして、これがどうして女の子に読まれるような対象になるのか、私はよくわかりませんが、これも性的表現としては行き過ぎだと思います。

『まりあちゃんのつぼみ』は、非常にコミカルには書かれているのですけれども、コミカルに書かれているだけに青少年がぼっと手にとるにしては、年齢対象も含めまして問題があると思います。

ですから、私も3誌とも指定でやむを得ないと思います。

以上です。

- 委員 3誌とも指定でよいと思います。
- 委員 同じく、3誌指定でよろしいと思います。
- 委員 3誌とも指定をお願いします。

施行規則第15条の第1項ロ「性的行為を露骨に描写し、又は表現することにより、卑わいな感じを与え」という規定があるので、これは問題なく3誌とも指定でいいと思います。

- 瀧村委員 私も3誌とも指定でよろしいと思います。
- 大須賀委員 3誌とも指定でお願いいたします。
- 西原委員 3誌とも指定でお願いいたします。
- 会長代理 1つだけ事務局に確認ですが、2冊目の聞き取りの一番下ですけれども、青少年の性的感情とは、一般の青少年の性的感情のことであるとの見解を示している方がおられますが、これはこの方の個人的な見解でしょうか。それとも、過去の都議会での条例審議のときの答弁等に根拠があるものでしょうか。
- 青少年課長 この方のおっしゃった内容は、ご自身の条例についての個人的な解釈であると考えております。
- 会長代理 3誌とも指定で結構です。

○■■委員 事務局に質問があるのですが、出版社が成人向きだと指定すれば当然区分陳列になるのですが、一方で、出版社が明記しないで、書店ないしコンビニエンスストアが実質的な判断で区分陳列することが現実にあるのでしょうか。

つまり、出版社の責任として成人向け指定をすべきだとは思っているのですけれども、そうならないのがあったときに、売るほうの判断もこれから求めていくことがあるべきなのかどうなのかということを考えたいなと思いました。

○■■委員 私が答えましょうか。

一応、取次という流通を担当する会社があって、それが書店に配本するわけです。書店はその配本されたものを判断して、18禁とか成人マークが入っていれば、基本的には普通の棚には置きません。完全に成人が手にとるような区分陳列の棚に置きます。つまり成人ものを売るところに置きます。一応書店はそういう決まりになっています。

ところが、今回のように何も書いていなくて、成人指定でもなければ禁18でもない場合は、一般の棚に置くケースがあります。ほとんど一般の棚で売っているのではないかと思います。

これ以外に、私どもが組織していますゾーニング委員会で判断する自主規制の規定がございまして、これで「ゾーニングマーク」をつけたりすることによって、書店にこれはお願いしますということで、区分陳列の対象にしたり、内部的には規制がありますけれども、今回の場合は3誌とも全くマークも入っていませんので、一般の書店ですと普通の売り場で売られます。

■■さんが来ていらっしゃるんですが、コンビニなどは成人マークがついているだけで、それは配本されています。コンビニには基本的に置いてありません。

○■■委員 基本的にコンビニエンスストアは、2点のシールどめがされている以外の本については、まず置かれていないと認識していただいて結構でございます。

○青少年課長 担当者が申しますには、今ほとんどの書店では、こういうものは立ち読み防止のために袋に入れている形が多くて、その中で書店の方が確認をして、青少年が手にとることが適切ではないと判断した場合には、書店によっては区分陳列をする例もあると申しておりますが、■■先生がおっしゃったような、基本的には一般の棚に置かれる形になります。

○会長 実際、事務局が諮問候補図書を購入されたときも、一般の棚にあるものをアトランダムに買い上げて審査の対象とされたということですね。

○青少年課長 そういうことでございます。

○会長 ■■先生、今のお答えでよろしいですか。

○■■委員 了解しました。

○会長 私も、3誌とも指定やむなしと考えております。

ご出席の皆様全員、3誌とも指定やむなしということでございますので、そのように答申をさせていただきたいと思っております。

よろしいですか。

(「はい」と声あり)

○会長 ありがとうございます。

○■■委員 一ついいですか。

先ほど■■委員からも出ましたけれども、これは2回目ですね。1号がだめで、また2号をつくっていると。

こちらのパンフレットの中にも、10ページに罰則で30万円以下の罰金があるではないですか。これは売っているほうではなしに、つくっているほうとか、例えば、今みたいに1回指導しているにもかかわらず出てくる。

あと、11ページにこの1年のものが出ていますけれども、■■などは毎回毎回、1年でこれですが、その前にさかのぼればしょっちゅう出てきている常連ですね。こういうところに対して罰則規定は何か行われているのですか。

要するに、これはたちごっこだったら、いつまでやっても一緒ですよ。やはり、痛い目に遭わせることもある程度必要ではないかなと思うのですけれども、その点はどのように。

○青少年課長 基本的に、累回指定の規定がございまして、年間に6回指定がなされると、勧告することができ、その後6ヶ月以内に再度指定された場合に出版社名を公表する形にはなりません。

○会長 出版社名の公表の規定があるわけですね。

○青少年課長 公表にはなりますが、累回指定の場合にかからないときに、この制度自体は、表現の自由との関係もございまして、出版を規制するものでなく、あくまで手にとらせないことに主眼を置いた制度でございますので、あくまで罰則規定は書店側、売る側に課されるものになっています。

○■■委員 言ってみれば、つくっているところにちゃんと18禁と書いてくれれば、それで問

題ないわけですね。それを守らないわけでしょう。だから、こういう事態になるわけではないですか。

○青少年課長 守らないと申しますか、出版社の方とも毎回やりとりさせていただいて、指定になった場合には出版社の方にお越しいただいて、担当者がお話をしている中では、指定を受ければ、次回以降は社内できちんと検討いたしますというお返事をいただいて。

○■■■委員 今回のこれは全然していないわけでしょう。

○青少年課長 今回まだお越しいただいていないのですけれども、お越しいただければ、いろいろ検討してここまでは努力はしたと。もしくは、作家の先生方とお話をしたということはお話しになられるのかと思います。

前回と比して言うと、若干、修整の範囲が広く大きくなった印象を事務局としても持つてはあったのですが、都の担当者としましては諮問候補図書とさせていただきます。

○■■■委員 今の■■■委員からのご質問に関して私も意見があるのですが、きょう配られたこちらの条例のあらましの10ページの右下に罰則と書いてございます。この中で、区分陳列及び包装義務の違反者に対して、区分陳列及び包装義務を持つのは、多分出版社ではなくて販売所であろうと思います。

先ほどの私の質問に戻りますが、出版社に関してあれこれ言うのはもちろん大事であって、最初から18禁だと言っていたのであれば、販売所は間違いなく区分陳列をするのでしようが、一方で、書いていないから一般向けだと直ちに判断するのではなくて、これを買取った本屋さんに対して、こういう本はおたくでは、本来成人向きだと思われるが、一般のところには置かれるから、書店の判断でそれは区分陳列すべきではないですかと言わないと、また同じことが起きるのではないのかなど。この本が置かれているのは、誰の責任かという、出版社のみならず書店の責任もあるのではないかと私の今回の発言の意図でございます。

それが正しいのであれば、以後はある書店でこの3冊の本を買ってきたとなって、その3冊の本が指定該当になったとしたら、書店に対しておたくはこれをこのように売っていたから今後は区分陳列してくださいと指導というか、意見をすべきではないかと思います。

○青少年課長 指定されまして、それは告示された後には区分陳列しなければいけないという形になりますので、告示に先立ちまして、当方では答申いただきまして知事のほうで判断いたしまして、指定するという決定がなされましたら、書店側にはがきによってお知らせをして、例えば、それぞれ今まで指定になったものについては区分陳列をしてくださいというこ

とで、はがきでお知らせをしますので、その告示がなされた後は移動しなければいけないのですが、今回たまたま例えば3誌指定になったとしましても、それが告示になる前の段階では、あくまで一般の図書と変わらない扱いでございますので、その時点において、結果的にその後指定されたとしても、その前の段階で一般の図書と変わらないように置かれて販売されていたとしても、その部分については条例の規制の対象にはならないという形になるかと思えます。

○■■■委員 今の話を敷衍すると、出版社も指定されるまでは18禁になるかどうかかわからないのだから、その必要はないと思うのですが。書店はそうだけれども、出版社はそうではないという理屈にはならないと思うので。

○青少年課長 まさに、出版業界の方に来ていただいてお話をさせていただいていますので、代表者にお集まりいただいて、都の条例の趣旨をご理解いただいて、本をつくっていくときにご判断いただきたいと。あくまでそういうことであると考えております。

○■■■委員 出版社に自主規制を求めるのは正しいと思います。同じように、書店にも自主規制を求めるのはこれからの姿ではないでしょうか。

○■■■委員 今、ここで3冊がありましたでしょう。その3冊に関しては、今度こういうように決定がありましたということで、はがきで書店に通知が行くわけです。その段階で平積みしているのを移動させるのです。これを移動させなかった場合は、どうかということですね。

○■■■委員 そうしたら罰則なのでしょうね。

○■■■委員 基本的には、ここで決まったことを書店に通知する行為は行われているのです。その通知書も見たことがありますし、それは書店には行っております。それを書店が従うか従わないかとなると、これは書店の判断なのですが、大体従っているのではないのかと思うのですが。

○■■■委員 今の■■■さんの話はよく理解するのですが、出版社に対して自主規制を求めているのであれば、本屋さんに対しても自主規制、本が納品された段階でちらっと見るかどうかはわかりませんが、これは18禁に値するなど。しかし、書いていないなというならば、自主規制として区分陳列をすべきと、本屋さんにも私たちは求めるべきではないでしょうか。

○■■■委員 本屋さんが自分で配本されたものを判断するということですか？本屋さん自身の自主規制ということですか？

○■■■委員 そうです。

○■■委員 それは結局、本屋さんが自分で判断して、これは区分陳列の棚に置くという行為に関しては、できるだけ本は売りたいところがあるわけですね。だから、本屋さんの場合は、成人マークもついていないし、一日にたくさんの量が来ますので、一つ一つチェックして、これをこっち、これをこっちというふうにはなかなかできないと思います。だから、我々版元が、きちんとそれは成人指定だということで出さなければだめだということをやっているのですが。

○■■委員 実際に、1カ月に1回あるこの審査会上がってきて決めました、それで本屋に通知されましたと。現状で言うと、ほとんどそのときにはそれが売られ終わっているという話もよく聞くわけなのですね。とき既に遅しと。

○会長 指定になってから区分陳列しても遅いということをおっしゃっているのですか。

○■■委員 ■■さんはそれに対する対策でもあろうかと思うのですが。

そういう意味で、もっともっと本屋さんにおいてもコンビニさんと同じように厳しい目を持っていたほうがいいのではないかということです。

○会長 ■■先生は、条例の運用という問題だけではなくて、今後のあり方として、例えば出版の皆様が出版倫理協会をつくって自主規制について、いろいろご努力されているのと同じように、大きな販売店の方々にもそういった自主規制の取り組みの動きがあってもいいのではないか、そういうことを問題提起されたということではいらいらしますか。

○■■委員 はい。

○■■委員 出版倫理協会の構成メンバーは、書籍協会と雑誌協会と取次協会と書店組合も入っているのです。4団体が結成してつくっているのが出版倫理協会で、その場で2カ月に1度ほどちゃんとした定例の会がありまして、その場でここであった話などを私が話しております。書店にそういう形での通知が行っていることは、書店組合は把握しているのです。

書店が今、1日1軒の割合で潰れていまして、2万2、3千あったのが今1万4千店ぐらいです。駅前のほとんどの書店が潰れまして、チェーン店が主体になってきて、書店そのものが若者が入る場所ではなくなってきているようなところがあるのです。

ご存じのようにスマホとか携帯、ネットもそうですけれども、本が若者の対象でなく、電車の中で本を読んでいる若者がほとんどいないという状況の中にありまして、こういうものに手が伸びるかということ、ネットでとにかく極端に言うと見放題なところがあります。それは、もう我々が知っているレベルをはるかに超えておるのです。

ただ、本屋もそのことはわかっておりまして、本屋の今対象になっているのが非常に高年齢化しておりまして、私もここに毎月出始めて、拝見しまして問題点を指摘して、それを本屋に通知するのはいいのですけれども、本屋もそのことを自覚してきちっと青少年を判別して売る、売らないを決めていることに関しては、それ以上の強制が難しい状況にあるのです。

一応、私は委員会の議長としてはそのことを話しておりますし、お聞きになったらわかりますように、はっきり言いまして、私はそう甘くないのですね。版元や編集長などとの話し合いで、なぜ2回も指摘されて3回目は、どう考えているのかと。編集長、編集担当とか、版元の対象者ときちっと話をするので何度も対立しましたね。

そういうことを通しながらやってきたのですけれども、今回諮問対象の最初の作品のストーリー性はあると言ったのは、描写力と構成力から考えますと、安易に売ろうとしている方向性はないのですよ。それが性表現の誇張とかいろいろな面に問題点があらわれていることは、間違いないと思いますけれども。出版業界としての努力はそれなりには、できる範囲はやってきているということは言っておきたいと思っています。

○会長 いかがでしょうか。

○■■委員 コンビニエンスストアの場合はご承知のとおりなのですけれども、私たち協会加盟の11社につきましては、基本的に自主規制をしております。したがって、まず指定図書は扱わないスタンスを持っておりますし、また18禁マークがついている商品も扱わないとしています。そして、それ以外の成人向けに近い商品については、当然のことながら上下2点のシールどめをして区分什器内で陳列しています。

そして、特にこういう雑誌は、本部のバイヤーでまずフィルターがかかっていますので、そこではねられてしまうことになります。だから出版社や取次店からそのままお店に流れていくことは基本的にはないのです。全部一回フィルターがかかっていますので。このようにバイヤーが自主規制しています。

ですから、現在審議されている雑誌はほとんどが書店から購入されているわけです。コンビニエンスストアにはこういう雑誌がないのです。

コンビニエンスストアで扱っている雑誌は東京都の分類で言いますと「グレー」に該当する雑誌ということになりますが、これらの雑誌であっても全て自主規制して上下2点でシールどめをして、区分什器内で陳列するよう心掛けて青少年が手にとって見られないようにしています。

○会長 ■■先生が、今後のあり方として販売をされる方々も自主規制を、とおっしゃったのは、只今ご紹介があったコンビニエンスストアなどでは既にそういった取り組みがなされているというご理解でのご発言でしょうか。

○■■委員 同じような形で、書店においても自主規制をされたらいかがですか、そのほうが望ましいのではないですかと。

○会長 ご主張でいらっしゃるわけですね。

○■■委員 今、■■さんがおっしゃったシールどめは、小口のシールどめと言いまして、これは小口と言うのです。小口を青いテープで2カ所止めて、開けないようにするのです。

小口のシールどめは、成人でもなければ18禁でもないものを、コンビニエンスストア業界からの要請もあって、雑誌協会の倫理委員会と何度も話し合った上で、小口をシールどめして出しましょうということで合意に達して、小口シールどめ以外は、成人や18禁のものはコンビニでは扱わない。ただし、小口シールどめにしているのは、一応区分陳列でここからはと区分陳列されていますね。コンビニでもちゃんと年齢制限がされている奥にあって、そこには置いてあるのです。

ただし、私どもは小口シールどめをしているから内容が過激にならないかをチェックするために、小口シールどめをしているからどんなものでも出していいわけではないということで、何度も小口シールどめを剥がして、この編集の仕方は誰がどうやっているのだということまでチェックはしております。

○会長 小口シールどめがしてあると、それを中学生が持ってきてコンビニで買おうとすると、これは売れないよ、ということになるのでしょうか？

○■■委員 年齢確認をします。

○会長 年齢確認をするということなのですね。コンビニでは販売の段階で自主規制がなされているということですね。

○■■委員 書店もやったほうがいいのではないですかと。

○■■委員 書店は、自主規制という形で、例えばAという書店はやっているのだけれども、Bという書店だったら買えるとなると問題ですので、私どもの■■の中では、そういう意味ではこう決まったからということで通知してくれということは言っております。

だから、東京都のこの審議会が決定したことに 대해서는遵守するようにはしつこく言っております。これは初代の議長の時代から、ずっと書店組合には通達をきちっとやってはき

ています。

今、ちょっと話しましたけれども、なかなか現状は厳しくて、取次も書店も存続が今非常に難しく、今後どうするかという岐路に来ているところがありまして、こういうことに敏感に反応していただければいいのですが、実態としてはなかなか厳しい状況にはあるのです。

その辺は、正直な本音ですが。

○会長 いい議論を聞かせていただきまして、ありがとうございました。

■■先生はこれで進めてよろしゅうございますか。

○■■委員 はい。

○会長 議事（１）のアを終了しましたので、今度は議事（１）イ 優良映画の推奨について、事務局からお願いいたします。

○青少年課長 資料の13ページをお開きください。諮問第1050号でございます。

続きまして、15ページをご覧ください。こちらは事業者から提出されました申請書でございます。作品名は『奇跡のひと マリーとマルグリット』、制作者名はEscazal Films、平成27年6月6日土曜日からシネスイッチ銀座ほかでの公開を予定しております。

16ページには、対象年齢として小学生高学年から高校生まで、推奨にふさわしい理由は記載のとおり、また、青少年の健全な育成に有益とする該当項目としましては、第1号、3号及び4号という申請内容でございます。

事務局といたしましては、17ページの条例施行規則第2条の推奨基準に照らしまして、14ページ下段のとおり、第1号、3号及び5号に該当し、小学生高学年以上を対象として諮問するものでございます。

優良映画推奨の諮問については、以上でございます。

○会長 ありがとうございました。

ただいまのご説明について、ご質問等ございますでしょうか。

（「なし」と声あり）

○会長 ないようでしたら、この映画をご覧になった委員から順次ご発言をお願いしていきたいと思います。

○■■委員 過去何年間かにおいて、私は東京都青少年健全育成審議会の委員を承っておりますが、その中で見た映画の中で最も感動的な映画がこの『奇跡のひと』でございました。すばらしい映画だったと思います。推奨に賛成いたします。

○■■委員 私も最後は自然に感動の涙が出ていました。すばらしいと思います。

『奇跡のひと』の奇跡ということが、努力と忍耐とを続けたからこそそういうものが起こるのだなということを理解して、本当に小学校高学年から理解できるだろうと思いますので、これで賛成です。

○■■委員 私は、終わった瞬間、心がすごく洗われたような気がいたします。

人間は、本気で人を愛すると伝わるんだな、わかってもらえるのだなと信じていることができる。これは、人を愛することのすばらしさを伝えてくれる映画だと思いました。耳も聞こえない目も見えない言葉も知らない少女がどんな生活を送ってきたのか、みんな想像もつかないと思います。

言葉の世界を教える先生マルグリットは、マリーがやっと理解をして生きる喜びをわかったときに命が尽きるのですけれども、マリーが遺志を受け継いで生きる喜びを伝えることで、見る人はマリーの成長を知ることができるのではないのでしょうかということで、推奨させていただきます。

○■■委員 私も推奨をお願いします。

マリーとマルグリットの出会いを見て、ハンデがあるなしにかかわらず、人は、環境や人の出会いとすごく真剣に向き合ってくれる人がそばにいることが、左右するのではないかなとすごく感じました。

感動した点は、二人が出会って触れ合いやすごく息遣いが感じられて、心を通わせる部分と、家族や周りの人たちと心がつながったような部分がすごく感動がありました。生きていく力強さもこの映画を見て感じたところです。

人間は、五感や他の感覚がすごく鋭くあるのだなと。ふだん私たちが生きていながら感じないことでも、何かを補うものがあって、ないのではなく全てあるのだなと感じました。

今、子供たちがネット社会で、豊かで恵まれた生活の中にいますけれども、この映画を見て本当の豊かさは何なのだろうと思ったときに、人と触れ合ったり感動したりすることが大切だなということを感じさせてくれた映画の一つだと思いますので、推奨したいと思います。

○■■委員 皆さんがおっしゃったことで、私も同じ感想です。

ぜひ子供たちに見てもらいたいと思いますので、推奨がいいと思います。

○矢澤委員 先ほど■■委員が、これまで見たものの中でおっしゃいましたが、私はもしかしたら生まれてこの方見たものの中で一番感動したかもしれません。

子供たちが、すごく可能性を秘めているところが成長していくところの過程の中にどんどん出てきていて、非常に感動いたしました。推奨でお願いしたいと思います。

○鵜飼委員 推奨でいいと思います。

初めてこの映画を見て、まず実話であることに驚きました。

中途失聴や中途失明ではなく、本当に生まれてずっと闇の世界、聞こえない世界にいた少女がある日突然言葉を知って、そこから食欲に学び続けるという、そういうほとぼしるエネルギー、学ぶことに食欲である。あるいは学び続けることにぜひ子供たちにも見てほしいなと思います。

○横山委員 大変すばらしい映画で、推奨すべきだと思います。

特にマリー役は、たしか解説では実際に視覚障がいの人だということで、映画以上のものを感じました。

○■■委員 私も大賛成でございます。

できればさらに学校教育の場で流すような形。前回のときに私は、ここで推奨した映画が卒業式で全く出ていなかったことをお伝えしましたけれども、来年の3月にはこれがどこかの学校でいろいろ見られているように。逆にこちらから強制的に見させることも考えたらいいのかなと。鵜飼委員、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

○■■委員 私も感動しました。ヘレンケラーしか知らなかったのですけれども、ヘレンケラーと同じように、三重苦はどうやって伝えていくのだろうと。触覚で手をといる、あのシーンが非常に印象的で、聞こえもしない、見えもしない、しゃべりもできない人が意思疎通を図るということの重みを感じました。なかなか感動しました。推薦でよろしいと思います。

○■■委員 推奨に賛成です。

一つだけ気になったのは、本編が終わってエンドクレジットが始まる時に、多重障がいを持つという文字が出ましたけれども、障がいは持つものではないというのが考え方の一つですから、ちょっとそこは気になりましたが、推奨には全く関係なしで賛成します。

○■■委員 私もこれは、推奨でいいかと思います。

人間として生きるということは、こういうことなのかを改めて考えさせられたということですね。重要なのは、見終わった後で、家族あるいは周りの友達とこの映画について話し合っしてほしい。何を言いたかったのか、何を訴えたかったのか、どういうことを感じたのかをお互い心の中に置いておくことが必要ではないかと思います。ぜひ、たくさんの方、家族と

みて、そこでいろいろな話をしてほしいなと思いました。

○瀧村委員 私も推奨でよろしいと思います。

人権の中の課題の一つに障がい者の人権がございまして、ちょうど今回この映画は、見えないとか聞こえない世界がどういうことかを映画を通じて理解できるかと思います。

○大須賀委員 私も大変すばらしい映画だったと思います。

マルグリットの非常に情熱的な教育というか、コミュニケーションをとりたいといういちずな思いを、ぜひ先生方にも見ていただきたいなと思ったところです。

また、これを拝見すると吹きかえ版をつくっているということなのですが、ぜひ視覚障がいの方がわかるような機会というか、情景なども音声にして吹きかえたりするのがあるのですが、それをこちらで例えば私どもでやろうとすると、著作権とかいろいろあって、なかなか難しいので、そういうものももしこちらの映画でつくっていただけると、そうした視覚障がい者を対象にした上映会などもできるかなと思っておりますので、そうした障がい者にぜひ見ていただけるようなものにしてほしいなと思いました。

○面原委員 私も推奨するに値する映画だと思いました。

■■先生もおっしゃっておられましたけれども、この映画は子供たちのみならず広く現代人に対して、限りある命をいかに生きるのかという我々人間にとって永遠の命題というか、課題を率直に提示してくれている映画なのではないかなと感じたところであります。

とりわけ、子供たちにとっては主人公のマリーと修道女マルグリットの人生をたどることを通じて、我々人間が周りの方々から見守られ、支えられながら生かされている現実ですか、あるいは人の命のはかなさ、とうとさ、人間が避けて通ることのできない死というものの本質などを学びながら、奉仕や相互扶助の精神を養うきっかけとなるよい映画なのではないかと感じました。

○会長代理 私も推奨すべき映画だと思います。

理由としては、今、皆様がおっしゃったことと同じですが、もう一つ感慨深く見たのは、マリーはヘレンケラーとは違って生まれたときからもう目と耳が見えないということは、この世に光と音があることをそもそも知らないという女の子で、世の中との接触手段はにおいと触覚だけという女の子に、物には名前があって、単語の連なりが言語になることを教えるのは、要するに発見させなければいけないということなので、これは本当に教育の真髄というか。そして、それを発見していくわけですがけれども、人は言葉によって人になっていくの

は、本当にそういう哲学的な問いかけを自覚しました。言葉にかかわる仕事をなりわいに行っている者としては、すごく深い思いを持って見ました。女の子がやがて死という概念を獲得していくのは、本当に人が人になっていく過程を見せてもらったと。そういう意味からもぜひ推奨したいと思います。

この配給元の団体は、映画のバリアフリー運動にも取り組んでおられるそうで、音声で映画を見てもらうとか、そういうことにも取り組んでいきたいということはパンフレットにありましたので、そういう意味からも応援のしがいのある映画であろうと思います。

○会長 わかりました。ありがとうございました。

私も皆さんと同じで本当に感動いたしました。久しぶりに映画をみて泣いてしまいました。推奨に賛成でございます。

これについては、満場一致で推薦するというので答申をさせていただきたいと思います。よろしいですか。

(「はい」という声あり)

○会長 そして、今、幾つかの問題提起もございました。

視覚障がいの方にどういう取り組みができるか、とか、学校教育でも是非採り上げて欲しい、というご意見がありました。本審議会には、関連する公的機関の委員の方もたくさんおられますので、できるだけ多くの方に鑑賞していただく機会をつくっていただければと思います。

ありがとうございました。

議事(2)「条例に基づく事務局の施行経過」についてご説明をお願いします。

○青少年課長 資料の18ページをご覧ください。前回の審議会から4月12日までに実施いたしました本審議会事務局の動きを簡単にまとめたものでございます。前回審議会のご意見を踏まえまして、指定図書類を決定し、3月13日に告示いたしました。その他、ファミリールール講座や、出前講演会等を実施しております。

続いて、19ページ及び20ページには、平成26年度不健全図書類の指定実績を載せてございます。

次の21ページには、平成26年度優良映画等の推奨実績を載せてございます。

続いて、22ページをご覧ください。こちらは、都が委嘱しております東京都青少年健全育成協力員の環境浄化活動の3月分の状況でございます。

平成27年3月までに委嘱しております協力員は904名、3月の活動者数は282名、調査店舗数は969店舗でございます。

この表は、各店舗におきまして、指定図書類、表示図書類、小口シールドめ誌をはじめとした大人向けと思われる図書類につきまして、包装及び区分陳列等の実施状況の調査結果でございます。

なお、包装及び区分陳列が徹底していない店舗につきましては、職員による立入調査を順次行っております。

次の23ページには、都の職員による書店等への立入調査及びカラオケボックス等への実態調査結果を記載してございます。

1番目の表、書店等への立入調査では、指定図書類の取り扱い不適切が新刊書店で1店舗、表示図書類の取り扱い不適切が新刊書店で3店舗、類似図書類の取り扱い配慮なしが新刊書店で1店舗、コンビニエンスストアで3店舗、それぞれございました。

2番目の表、映像ソフト・ゲームソフト専門店等への立入調査及び4番目の表、古物商への立ち入り調査では、特に問題はございませんでした。

問題があった店舗につきましては、その場での是正措置を含め、条例を遵守するよう指導いたしました。

続いて、24ページをご覧ください。こちらは、雑誌・ビデオ類等の自動販売機に義務づけられております届出等の施行状況でございます。

①は、3月末現在の区市町村別届出箇所・台数一覧でございます。設置箇所数は28カ所、設置台数は81台で、前月から8カ所、31台の減となっております。

②の届け出状況ですが、廃止届が25件ございました。

このほか、設置者不明等の理由により当課にて廃止としたものが6件ございました。今後とも引き続き、立入調査を実施してまいります。

条例に基づく事務の施行経過については、以上でございます。

○会長 ただいまのご説明について、ご質問等がございましたら、よろしく申し上げます。

特にないようでございますので、議事(3)「その他報告等」についてお願いいたします。

○青少年課長 初めに、3月処理分の都民の申し出はございません。

続いて、4月下旬に委員の皆様にご覧いただき、前回第657回審議会の議事録を本日配付しております。議事録の中で行政機関の委員の方を除きましては、お名前等

の伏せ字を行い、既に東京都ホームページ及び都民情報ルームにおきまして公表しております。

続いて、次回審議会に諮問予定の映画が1本ございます。

日程の都合により既にご案内しておりますが、作品名は「■■■」。第1回目の試写会が■■月■■日・■■曜日、■■から■■まで、第2回目の試写会が■■月■■日・■■曜日、■■から■■まで、第3回目の試写会が■■月■■日・■■曜日、■■から■■まで、試写会場は■■の■■でございます。

映画に関しまして、前回の審議会にてご質問のありました配給会社が学校にポスターを送る際の通知についてお答えいたします。

2月推奨映画の「幕が上がる」は、ポスターの印刷会社から都内全中学校及び高等学校にポスターを送付いたしました。その際発送のラベルに「東京都推奨映画『幕が上がる』ポスター」と記載したとの報告を受けております。

今後とも、ポスターを送付する際は「東京都推奨映画」である旨が学校側に明確に伝わるよう、配給会社に協力を依頼してまいります。

最後に、次回審議会は5月11日月曜日でございます。

事務局からは、以上でございます。

○会長 ありがとうございます。

ただいまの説明についてご質問等がございましたら、お願いいたします。

○■■委員 「東京都推奨映画」と書いているだけですか。

○青少年課長 別途、学校の側には文書、もしくは例えば高等学校であれば副校長先生にメール等の手段でお知らせはしております。会社からポスターを直接送っていただくのですが、そちらにはその旨を書いて。

○■■委員 少なくとも、私は思うのですけれども、ご案内状でしょう。これを張ってくださいというお願いなのだから、これはこの審議会になるのか、例えば教育庁になるのかわからないですが、東京都としてこういう審議をして、それで子供たちに見せるのが妥当であろうと決まりました。つきましては、ぜひあなたの学校のよく見えるところに張ってくださいとか、そういう依頼状ぐらいは書いたほうが、なおよろしいのではないかとというのが一点です。

それと、期間はどのぐらいかとかは何か。多分もうお願いはしていないわけですね。

○青少年課長 張る期間のお願い自体はしておりません。

○■■委員 実は、私は近所の中学校へ行ってきました。張った形跡はありました。というのは、もう私が行ったときには剥がされている。ここに張っていましたが。聞いたら、見たという生徒もいたので、うそではないなと思ったのですが、その期間を聞いたら3週間ほどだったのですね。

だから、どれぐらいがいいかはまた別ですけども、そういう指示はあったのですかという、いや別にといい感じだったので、今回すごくいい映画の話が今来ているのではないですか。だから、やはりこれに対しては、ちゃんと張ってくださいよということが一点。

それと、例えばせめて1カ月は張ってくださいとか、何かあってもいいのではないかといい気はするのですが。そして、せっかくここでこれだけの人が集まって決めた内容が、やったいで終わってしまうのは余りにももったいないし、生まれて一番よかった映画という評価も出るぐらいのものでありますから、若干でも無理やりに押しつける必要もあるのかなという気がしますので、私の意見として伝えさせていただきます。

○青少年課長 ポスターに送付状を入れる件につきましては、会社と調整をいたします。

○■■委員 それに東京都が判こを押したらいいのではないですか。それをコピーしていいよという形にすれば、なおそれなりの文になるではないですか。

○青少年課長 検討いたします。

掲示の期間につきましては、学校にはいろいろなものがたくさん送られてくると聞いておりますので一律にお願いするのは。

○■■委員 掲示板なども大したものも張っていないですからね。何回も見に行っていますから。これだったらあれのほうがいいなぐらいのものもありますから。

○青少年課長 承知しました。では、検討させていただきます。

○会長 ありがとうございました。

ほかに、全体を通して何かご質問ご意見などがございますでしょうか。

それでは、本日の審議会はこれで終了をさせていただきます。

次回は先ほどご案内がございましたが、5月11日月曜日でございますので、ご出席方どうぞよろしく願いいたします。

本日はありがとうございました。

午後4時38分閉会